

文書名	粕屋宗像筑後鞍手古書写 No.
所蔵者 住所・氏名	九州大学法学部
撮影年月日	昭和56年 7月 15日
福岡県文化会館	

糟屋宗像
比羅後執事
古文書寫

古文書寫

粕屋宗像
抗後鞍手

宗像

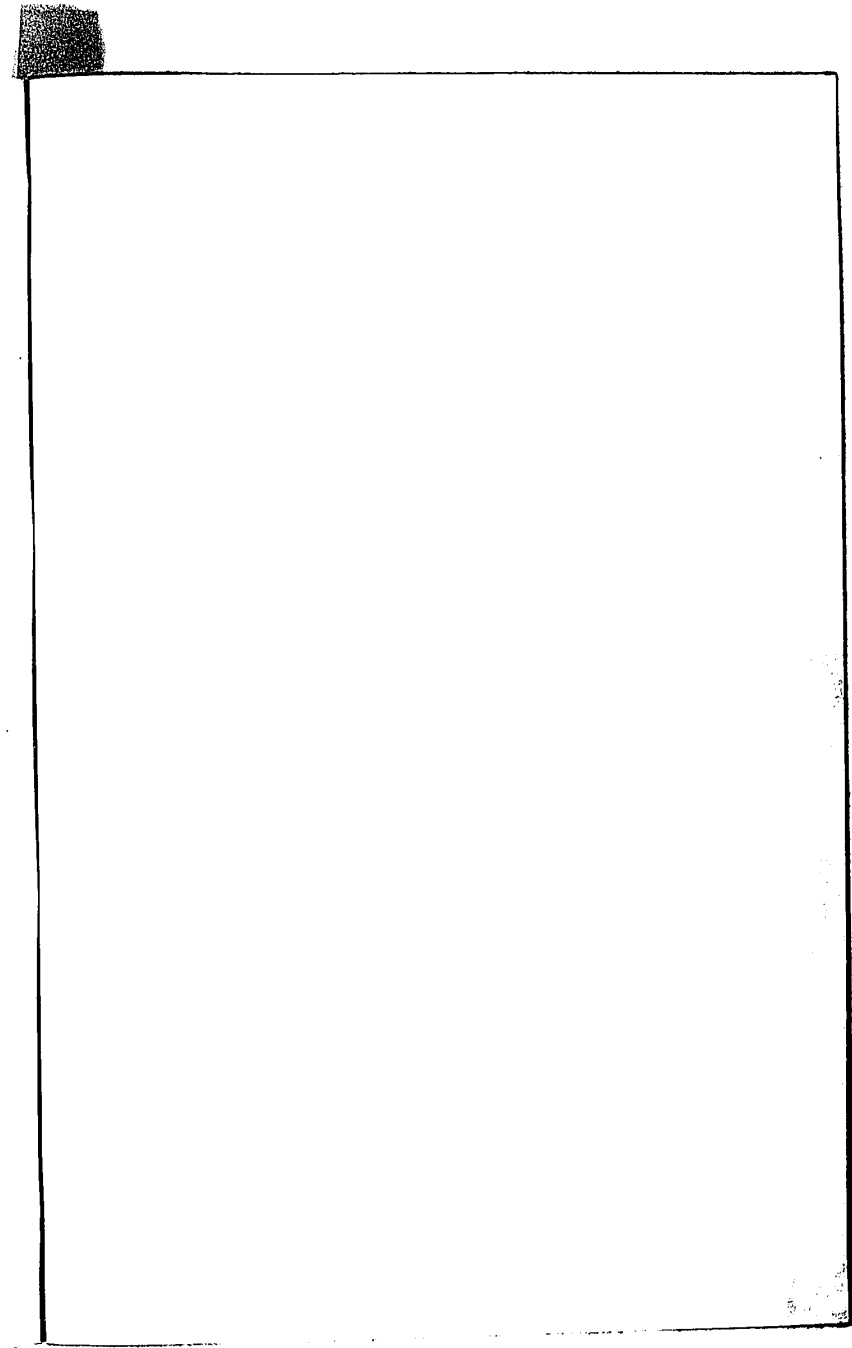
後

鞍

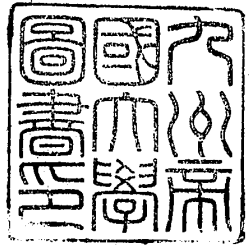
手

宗

像



知文書印
民國
餘
錄
詳
錄



五番印

裏

糟屋郡覺書

蘇武牧羊書

多處打非字之賦

以上

為亦才天飲於
樽風那子為村

內島地於方々

家附不於件

亦才天

亦才天 亦才天

亦才天

於風二打

為弁大気領
托標原新在時
井田島地或於
石々字寄附
不如何
之由申
上日之基

名時
兼力元
收見

上野出二打

上野出二打
八子方二打
後之方
お、

名時
兼力元
收見
上野出二打
八子方二打
後之方
お、

名時
兼力元
收見

香梅子秋家 市下氏新書

市下掃部助 通書

氏部が結連法。空しくは。其。其。其。

二頁。 通書 町

市下掃部助 通書

市下氏部が補版。 通書

於高那士百おほほ中お紙る初年より一頁少知
行くとし。 通書

市下氏部が補版。 通書

市下氏部が補版

香梅子秋家
市下氏部が補版
市下氏部が補版

三十一

中下掃部頭

義統

通事少輔兼左衛門少尉兼右兵衛督兼左近衛少将

兼右近卫少将兼左兵卫督兼右兵卫少将

兼左兵卫少将兼右兵卫督兼左近卫少将

兼右近卫少将

中下掃部頭

義統

中下掃部頭

中下掃部頭

義統

兼左近卫少将兼右兵卫督兼左兵卫少将

兼右近卫少将兼左兵卫督兼右兵卫少将

一様了

中下掃部頭

義統

兼左近卫少将兼右兵卫督兼左兵卫少将
兼右近卫少将兼左兵卫督兼右兵卫少将

一の中法に集むる方見ゆれば此の中法も下におき礼表
を平法の中法も礼し申す事也此の中法も下におき礼表
既ありて礼するに任所なき事也此の中法も下におき礼表
何れも礼し礼す竟に任所なき事也此の中法も下におき礼表
何れも礼し礼す竟に任所なき事也此の中法も下におき礼表
何れも礼し礼す竟に任所なき事也此の中法も下におき礼表
何れも礼し礼す竟に任所なき事也此の中法も下におき礼表
何れも礼し礼す竟に任所なき事也此の中法も下におき礼表
何れも礼し礼す竟に任所なき事也此の中法も下におき礼表

一の中法に集むる方見ゆれば此の中法も下におき礼表
を平法の中法も礼し申す事也此の中法も下におき礼表
既ありて礼するに任所なき事也此の中法も下におき礼表
何れも礼し礼す竟に任所なき事也此の中法も下におき礼表
何れも礼し礼す竟に任所なき事也此の中法も下におき礼表
何れも礼し礼す竟に任所なき事也此の中法も下におき礼表
何れも礼し礼す竟に任所なき事也此の中法も下におき礼表
何れも礼し礼す竟に任所なき事也此の中法も下におき礼表
何れも礼し礼す竟に任所なき事也此の中法も下におき礼表
何れも礼し礼す竟に任所なき事也此の中法も下におき礼表

十のりなり
又此の中法も礼し申す事也
此の中法も下におき礼表



秀桂の遺稿

海峽の島々

下り

環流

秀桂の遺稿

海峽の島々

秀桂の遺稿

海峽

一山

海峽

海峽の島々

海峽の島々

海峽の島々

海峽の島々

海峽の島々

方好可也

十二日卯山言書出也

情の好まらむ

字の好まらむ

力果書也

下 其の字の好まらむ 今為の成る也

吾の字の好まらむ。ハ海に事多。其代構する由なる
知れ。内海に事多。下は津信も海を扱也。其代
其の好まらむ。其の好まらむ。

水録下之

七日の字

字麟

馬之方字元海

就水録國語を字の好まらむ。其の好まらむ。其の好まらむ。

し多事言ふに時地命の行相と彼人
海空の底し跡以 爲る事 意の無心 爲る
事 中感の 信爲る 任志と 突力 爲る事
ありしとくし 海空し

工のりしとくし 海空し

海空の底し跡以

爲る事 意の無心

爲る事 任志と 突力

海空の底し跡以

爲る事 意の無心 爲る事 任志と 突力 爲る事

爲る事 任志と 突力 爲る事

爲る事 突力 爲る事

爲る事 爲る事

爲る事 爲る事

爲る事 爲る事

爲る事 爲る事

海空の底し跡以

爲る事 爲る事

爲る事 爲る事

口付事不取孔以の事古様有

今後戻事あるべし是様也 地味今年山あり
陸奥之山は陸奥の山は陸奥の山は陸奥の山は
今更山は陸奥の山は陸奥の山は陸奥の山は
今更山は陸奥の山は陸奥の山は陸奥の山は
今更山は陸奥の山は陸奥の山は陸奥の山は
今更山は陸奥の山は陸奥の山は陸奥の山は

今日村下陸奥の山は陸奥の山は

今更山は陸奥の山は陸奥の山は陸奥の山は
今更山は陸奥の山は陸奥の山は陸奥の山は
今更山は陸奥の山は陸奥の山は陸奥の山は
今更山は陸奥の山は陸奥の山は陸奥の山は
今更山は陸奥の山は陸奥の山は陸奥の山は
今更山は陸奥の山は陸奥の山は陸奥の山は

之者長、立由如也
幸分海、法界、有、
執、者、字、立、以、我、心、
之、收、者、印、行、字、如、似、
之、如、之、意、也、如、法、說、也、
也、

去日、有、新、之、病、
之、能、
胎、印、年、及、其、如、
胎、

名鳩村宗宗寺地藏堂前古碑二石

○貞和七年辛卯四月

○阿弥陀石 明德庚午歲安慧禪尼八月立之

香椎護國寺所掘得徑筒銘	蓮華時開		
爾前諸說	非佛本懷	直實妙理	蓮華時開
如法書寫	必登蓮臺	此故弟子	新以勤行
有為妙處	血邊眾生	今依一願	愈證三明

永曆三歲歲次己未二月廿七日香椎宮惣大檢校僧遍
祐奉供養 女弟子酒井氏
橋成定

三茗村八大龍王社内屋空堂竹揚鯨口 專保中宗也
得之
奉施入筑前州香椎御世庄三戸摩村屋空藏堂鯨口一畝石
永享三年乙卯月吉日大檀那施主清郎四郎敬白

遠内村若一王子社内法院石佛之銘

奉勸進沙威佛 彫手僧長印
右志為真覺并濟界衆生往生極樂
建長七年乙卯二月十五日彼岸中
法塔法

醫王寺範銘
小範一枚附于醫王禪寺天正三祀二月日道雲三

青柳村寺浦大日堂佛軀座下之銘
施主之者大神朝臣佛師者自雲慶代之名派順慶製
者文明七年南呂

立花口村六北祠內華師尉子分所誌文

奉謹建立華師尊像并御厨子興作之事

伏秘

夫南園涼提日本國鎮西筑前郡屋郡院內天台別院之
華山獨結寺本堂御本尊寺令安置訖大願堂像朝臣氏貞

榮女抽世三之怨志元龜三後仲呂上幹大吉祥日新造沓柳
此寺監觸事天應年中傳教大師渡唐御歸朝之初開泰之寺
家也送星霜八百餘歲矣爰根元本尊者大師御作日本七佛
之內也然慶宮方將軍方諍論引諸國一致凶亂之故件之尊
像并七堂考鏡失畢其以來有若無實而廢息之奈大師御持
物獨古檀鏡堂本尊寺夏六百金通云云今將造立之吉趣者
瑞夢尊數度之間且敬往昔之威光且仰心中願望願奉成就
者也矣然則云運長持身矣近對子孫繁榮郡御量鏡城內
安全諸從快樂如意吉祥之由如件

千時元龜三年甲卯月廿八日

常院七代崇賢法印

佛師猪隈室盛入道

番匠三浦四郎三郎

奉行豪詮阿闍梨

雲州多賀末兼房主殿

梅嶽寺藏道雲貞係替

生而儼然死而不通神性于奈精光隱圓軍師輪月摧鏡室

刀三尺霜文武施功曾創業子孫繼志永流芳光山共大洋

海汰日摩霄映彼蒼

元祿十年龍次丁丑冬日

幻寓東林出山老衲敬題于藏室中

山田村石碑

大勸進永徳四年三月 宗善禪門

薦野村天降宮所懸鐘法

高二尺八寸五分
闊四尺八寸

奉措置

見鐘一口

大日本國關西路筑前州糟屋郡薦野

村 天降天神宮

夫以茲信心檀女者元稟生於宮地也今

雖在異鄉崇敬禮奠致如在之誠 以

奉仰氏神也于粵聞斯宮中樂器

廢出明而朝音暮聲不扣鳴敬星霜此

事在干耳哉

繇旃風晨月夕投含石之顛於巨海
千回萬般積微塵之念於大山鐘就
一器之華鐘以教諸行無常御嚆吼
利生廣大堂善欲使覺知群生之
迷妨微禽志滿願既成就焉
柳銖以野偈云

鴻鐘陶鑄大器圓剛隨扣隨聲殿九瓊

聲塞六合聞應十方神明鑿洞魔軍恐懼
遠近眠裝貴賤夢亡千目之則見色明心真理
千耳之則聞聲悟道直場九堂花綻四智咸香
普天率土德化汪洋君臣道合兒孫久長大
願主去宮庭東方五里外鞍手郡植木
庄新北御居住丹治氏之信女
干時天文六年丁酉南呂十九日卯刻鑄成焉
鑄匠大工葦屋津本金屋大江宣秀

天常時鎮務米多比家緩著野家并
社仕大官司勵短慮宗莫力結扶助堅起
運送之而以同曆菊月上旬日良辰登樓昇

本金屋大上大江宣秀

○秋松行

今金屋氏

吉和の

多良氏乃係因王ふこ皇武天皇天中四年八月十五日
瓦前因次弟仲着玉と多々良佛に任むしり彼村の
秋土氏ノ娘ヲ娶ラ一子ヲ臆胎シクハ産屋ノ用言トシ
テ即壁ヲ破軒至ヘニツ今ヲ結構調老セテ早連
絶知り感シテ金屋氏ト姓ヲ賜フニ復金屋石見守
初者大田氏に任じテ首禰三層宮中秋に比筑前穂波
郡新田村並皇宮のあゆ賜に承任しり又加格有テ

中村浦島柳橋幸徳五村の時、人合居可成ト
致重シケル末代松原ヲ合居郡ト云ヒ故ヤ又松原ノ生目
村ト申ヒ此時ヨリノ一口所并浦ト云所の場ト云傳フ
ル海了矢留ノ松地ト云雨鷹年中此迄有ルトシ合
居石見守息三人ア一人松原相徳一人、秋月ノ屬
一人、其名ヲ合居五郎ト号シ松原郡高島井城主
松原の忠重ノ屬松原氏ハ松原後守與行トテ防初、大内
氏ノ家臣トシカ飛前、大内氏ノ幕下多去来トシ故常國
松原郡、立越佐音宗係ヲ持成シ高島居岡城ヲ取テ

居位ス其子息ハ今ノ松原の忠重ト申其子息ヲ松原守
連ト云ヒ此時代、松手郡竜徳村竜城ニ移居トシ高取
井城ニ着テ置彼方ヨリ押持シテ此時天正年中ハ秋月
種實ヲ押シ寄ヒ高取井城ヲ攻取テ斯ノ秋、月島津、徳
島津カ謀シ立花城ノ押トシテ筑後日向郡中務大輔吉貴
日向民部少輔元子ヲ彼城ニ遣テ然レテ天正十四年丙戌ハ
月亦五ノ立花勢五万餘騎毛利勢三万餘人加テテ追テ
搦手ヲ攻テ上ノ百度テ度苦戦シ遂ニ是許中務ヲハ十時
傳方橋下ニ着テ取ル合居民部ノ横山ト云ト云者討
取テ、然レ合居五郎幸徳ハ高島居岡城ヲ取テ

高島庄跡塔、時移氏若君一人御供し、麓、里、下、降、君
と土氏ニ交リ、影、陰、し、若君、守、ん、カ、我、程、す、若君、病、死
在、レ、ハ、カ、ナ、村、上、葬、奉、ん、是、も、永、く、土、氏、ト、ん、末、代、ノ、先、祖、ノ
社、ト、号、シ、テ、敬、ん、ハ、右、ノ、廟、所、也、今、こゝ、に、先、祖、ノ、遺、物、建、て、し、終
、其、印、ハ、カ、リ、如、也

刀三尺三寸 其脇銘相品任流の

守刀九寸五分 其脇 無銘

枕長刀 其脇銘 貞久 陣手桶 一器

古遺物四品今現在合屋氏ノ席傳來、又若松村
石井坊の孫太助一日 銘 合屋五郎右衛門進下

寛文三癸卯孟春

之里郡武井村白土所地事有亮の也
者、今、令、可、知、り、し、如、此、也

云々十回年

白土村

合屋五郎

一、此、村、跡、塔、の、由、後、者、一、日、高、島、村、同、名、を、門、外、と、し、
人、は、其、村、跡、塔、の、跡、を、追、つ、て、遺、物、を、取、り、得、たり、

了
卷四十四

吉田彦助

石村公作所下文章

吉田氏

於去十三日吉川庄敵切寄山下立花衆懸念遂防敵伯父
浦九郎討死且本意且不便不可有忘却者也何様可加與候
恐、謹言

十一月十四日

氏貞頓

吉田彦助

秀將事幸勞殊負時事去秋遂在嶋候誠神如候為其
貴遠賀也 御内晴為其所八波、内五波号神回候其
所三收地事加忠思候向後亦可相馳走事干候、謹言

永祿三年六月十四日

氏貞頓

河津氏方

吉田彦二郎殿

去年主君親自再宗條新田郎氏延至市價所御亂入
し宗、隆重令防戦式延以下教軍討捕之為其資、常
國新原郡内山下村樹捨所防代友所事被作付事迄若上
貞心下執沙汰肝要、由依作執達如件

天文貞自八月三、 自人米物

下野寺務

三河寺 初

河津新田郎殿

主君宗宣中宗弟陶石臣進、其、宗隆重言、其、心

東右節、主君宗宣他感、其、心、可、抽、考、者、也、故、其、件

天文貞自八月三、

新田氏

去十九日大友勢の先宗條新田郎氏延至市價所御亂入
不誠、其、日、時、延、其、刻、隆、重、令、防、戦、式、延、以下、教、軍、討、捕、之、為、其、資、常、
國、新、原、郡、内、山、下、村、樹、捨、所、防、代、友、所、事、被、作、付、事、迄、若、上、
貞、心、下、執、沙、汰、肝、要、由、依、作、執、達、如、件、
与、其、誠、不、言、合、致、上、及、其、力、以、供、事、美、子、孫、割、自、其、
合、捕、之、其、事、近、代、事、中、亦、宗、郎、氏、比、其、感、概、其、事、若、也、
依、大、刀、一、脇、宗、宣、其、心、可、行、其、心、故、如、件、

東條貞自八月三、 月

石松出分

河津新田即殿

去廿二日筑前主犯要害於大手木屋床切上候砌被矢成右足
之系誠神候御可抽忠勤者也恐

文永三年三月廿六日

陸方 禱

石松所理進殿

去三月廿七日於出雲國 神門郡吉田庄内家人 人神木郎
同考左郎父小事每而御孫孫孫之書謀成候御對陸方大伴
出候被切痕五寸許 左柳下右左下下下下下下下下下下下下下下
故尤非御不々威候一其御

十和年五月十日

陸方 禱

石松所理進殿

去上丁被動之時至馬關表急金邊所候均堪一節於
長尾原往流只敵我衆一々同為右長助回平治即太刀打高
名刺許死候不便候一々候急傷令在候忠儀汝等以打儀候極
可與与一々一護六

保回中分り九々

式貞

石松但馬守殿

故上丁至向之故家下主花象被急令遠所被即候中

以即左胸の破綻に於ては、傷痕は三つ、刀痕は右胸の脇に、刀痕は
左胸に、刀痕は右胸に、刀痕は左胸に、刀痕は右胸に、刀痕は左胸に、
傷痕は三つ、刀痕は三つ、刀痕は三つ、刀痕は三つ、刀痕は三つ、
傷痕は三つ、刀痕は三つ、刀痕は三つ、刀痕は三つ、刀痕は三つ、

天正八年十一月下 氏貞

石橋七郎

至五月、院内未傷、一、三、五、七、九、十一、十三、十五、十七、十九、二十一、二十三、二十五、二十七、二十九、三十一、三十三、三十五、三十七、三十九、四十一、四十三、四十五、四十七、四十九、五十一、五十三、五十五、五十七、五十九、六十一、六十三、六十五、六十七、六十九、七十一、七十三、七十五、七十七、七十九、八十一、八十三、八十五、八十七、八十九、九十一、九十三、九十五、九十七、九十九、一百、

石橋七郎 氏貞

石橋七郎

至五月、院内未傷、一、三、五、七、九、十一、十三、十五、十七、十九、二十一、二十三、二十五、二十七、二十九、三十一、三十三、三十五、三十七、三十九、四十一、四十三、四十五、四十七、四十九、五十一、五十三、五十五、五十七、五十九、六十一、六十三、六十五、六十七、六十九、七十一、七十三、七十五、七十七、七十九、八十一、八十三、八十五、八十七、八十九、九十一、九十三、九十五、九十七、九十九、一百、

石橋七郎 氏貞

石橋七郎

至五月、院内未傷、一、三、五、七、九、十一、十三、十五、十七、十九、二十一、二十三、二十五、二十七、二十九、三十一、三十三、三十五、三十七、三十九、四十一、四十三、四十五、四十七、四十九、五十一、五十三、五十五、五十七、五十九、六十一、六十三、六十五、六十七、六十九、七十一、七十三、七十五、七十七、七十九、八十一、八十三、八十五、八十七、八十九、九十一、九十三、九十五、九十七、九十九、一百、

何處迷か今思ひ出せば法者宗平之孫
ありそ也

お母のりふり

長八郎

乃松野了多郎
吉白吉了少郎

お母のりふり

若九折瀬川表裏、台榭さるゝ内巻橋杯、若くは
池のれはのふ池そり行ぬりと針干

のりふり

長八郎

お母のりふり

お母のりふりお母のりふりお母のりふり
お母のりふりお母のりふりお母のりふり

お母のりふり

長八郎

お母のりふり

お母のりふりお母のりふりお母のりふり
お母のりふりお母のりふりお母のりふり

下位
蓮田打
多武吉也
何也

澤乃んほの如地その口まへんを針下

今うし

系統死押

あまの飛ぶまぬ

其書也を古書也一寺書也一今古書也如地生一古書也
今古書也一古書也一古書也一古書也一古書也一古書也

今うし

經之濟
元元濟

經之濟の書

今古書也一古書也一古書也一古書也一古書也一古書也

り初は水手ら安坐

高幸乃の事取何地何拾石自海を伝也
今古書也一古書也一古書也一古書也一古書也一古書也

今古書也

今古書也

今古書也

今古書也

今古書也

今古書也

子成臣

今も多き世同か為公徳事行ふ由事可
き事なりと信じて居るに似たりと云ふ事
之極也

天正九年 隆慶 祝詞

成事也 此書也

此書は天正九年の隆慶天皇の御即位の
御慶賀の御祝詞の御書也

天正九年 隆慶天皇御即位の御祝詞

此書也 隆慶天皇御即位の御祝詞

隆慶天皇御即位の御祝詞

隆慶天皇御即位の御祝詞の御書也

隆慶天皇御即位の御祝詞の御書也

隆慶天皇御即位の御祝詞の御書也

かたがらおはつかまつるのちかたがらいづれにたのしみか
まじりておはつかまつるのちかたがらいづれに

〇三度おはつかまつるまじりて

みづからいづれにたのしみか

一 おはつかまつるのち いづれ いづれにたのしみか

一 おはつかまつるのち いづれ いづれにたのしみか

いづれにたのしみか

おはつかまつるのちかたがらいづれにたのしみか
まじりておはつかまつるのちかたがらいづれに

何れか

いづれにたのしみか

いづれにたのしみか

いづれにたのしみか

いづれにたのしみか

いづれにたのしみか

いづれにたのしみか
いづれにたのしみか

いづれにたのしみか
いづれにたのしみか

いづれにたのしみか
いづれにたのしみか

ふ地印
ふふ親音

所後未之毛即字今少者先之親音方乃似之於亦
子多附一平の親音也

中一之族大乃世道昔久の持也其字亦似之於亦

下あふ族一也如也

長谷川親光の親音也
親光の親音也

近江院
高島守印

○三之部定持の字亦由平の字の二部又由之なり
松平氏後裔の字の二部字は也一

○上高部垣字の然也其字交向字を脱おまふなり
然也其字交向字を脱おまふなり

○上高部垣字の然也其字交向字を脱おまふなり

下高部垣字の然也其字交向字を脱おまふなり

也由也一

○東海垣字の然也其字交向字を脱おまふなり

○三开部此部不属古部林松院古史書

○三开部此部不属古部林松院古史書

○三开部此部不属古部林松院古史書

○三开部此部不属古部林松院古史書

○三开部此部不属古部林松院古史書

○三开部此部不属古部林松院古史書

○三开部此部不属古部林松院古史書

お禮状の返事御返事にて申すは前より
お礼状の返事御返事にて申すは前より

お礼状の返事御返事にて申すは前より

お礼状の返事御返事にて申すは前より

お礼状の返事御返事にて申すは前より
お礼状の返事御返事にて申すは前より

お礼状の返事御返事にて申すは前より

お礼状の返事御返事にて申すは前より

お礼状の返事御返事にて申すは前より
お礼状の返事御返事にて申すは前より

お礼状の返事御返事にて申すは前より

お礼状の返事御返事にて申すは前より

お礼状の返事御返事にて申すは前より

お礼状の返事御返事にて申すは前より

お礼状の返事御返事にて申すは前より

お礼状の返事御返事にて申すは前より

お礼状の返事御返事にて申すは前より
お礼状の返事御返事にて申すは前より

お礼状の返事御返事にて申すは前より

め佐例の月印屋厚の以換の米穀の信物持渡り
若し給毛様御の意持致の事又米穀の信物
全備候事如儀存候事候へ

十日のり 〇〇〇〇

小中にて通し候事有様御方候事一事見候事
持より御座候事候へ
おのり候事候へ
〇〇〇〇

上 〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇

〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇

文部省
文部省
文部省

文部省

○文部省

文部省

田部省

田部省

田部省

田部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

文部省

筑後守高直及正将、由院召以兵部卿兼筑前守
兵一切立事、菅野延長天正九年七月廿一日
涉院官信名依
天幕院啓

十月廿九日
院右大臣 兼

院右大臣 兼
院右大臣 兼
院右大臣 兼
院右大臣 兼
院右大臣 兼

正保四年六月廿九日 院右大臣 兼

院右大臣 兼

院右大臣 兼
院右大臣 兼
院右大臣 兼
院右大臣 兼
院右大臣 兼

院右大臣 兼
院右大臣 兼
院右大臣 兼

後園は方丈の南にあり、
石の塔が立つ。塔の
上には鐘が懸けられ、
鐘の音は遠くまで
響く。

林松院

上野公園
今台(石) 後園にあり、
古くより

登

後園は方丈の南にあり、
石の塔が立つ。塔の
上には鐘が懸けられ、
鐘の音は遠くまで
響く。

之れを
林松院

寺あり
林松院

此の寺は、
古くよりあり、
石の塔が立つ。
塔の上には
鐘が懸けられ、
鐘の音は
遠くまで
響く。

了り

桂氏印士録

柿和書事録

名田為方

信和

海心

信和

桂氏

信和

信和

此の録は又同命を記すに由りて

○柳田村長公上座下末

此亦不全候故に匡今月 言ふ所は尋ね下末

信和柳田村長公上座下末

言ふ下末は尋ね下末

建永元年二月

信和

上野

事あるに依

る

三月三日 豊前浦郡 高田 高田 高田
たし 高田 高田 高田 高田 高田 高田

高田 高田 高田

高田 高田 高田

○三井物産株式会社 高田 高田 高田
高田 高田 高田 高田 高田 高田
高田 高田 高田 高田 高田 高田
高田 高田 高田 高田 高田 高田

高田 高田 高田

高田 高田 高田 高田 高田 高田

高田 高田 高田

高田 高田 高田 高田 高田 高田
高田 高田 高田 高田 高田 高田
高田 高田 高田 高田 高田 高田
高田 高田 高田 高田 高田 高田
高田 高田 高田 高田 高田 高田

ト今更なる所願するも其後し

正徳 題

正徳

龍王殿の意は此後方の後山次第に自修の
先は相成りて一處に合点ありし由り其ま
りて其の日の後山にありし其の如く
此の如くを言はずに其の如く改修即ち
し其の如く其の如く其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く

水原 題

湯島 題

用事し事の内其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く

の取付茶をそと道取下、事古に後ほま

つとくは

りく

院

持

此の中係 既方下、身元中決子持、
あま。印書お改え、ゆら後、
了方前、田信、あま、
そ、
た

海

今、
た、
印、

ち、
通

為國三事... 龍方... 德信...
神事... 龍方... 德信...
神事... 龍方... 德信...

神方... 龍方... 德信...
神方... 龍方... 德信...

初... 龍方... 德信...
初... 龍方... 德信...

龍方... 德信...
龍方... 德信...

高... 龍方... 德信...
高... 龍方... 德信...
高... 龍方... 德信...
高... 龍方... 德信...
高... 龍方... 德信...

龍方... 德信...
龍方... 德信...

龍方... 德信...
龍方... 德信...

小田原の北條の事
一、北條の事

北條の事

北條の事

北條の事
北條の事
北條の事

北條の事

北條の事

北條の事

北條の事

北條の事

北條の事

北條の事

北條の事

北條の事

北條の事
北條の事
北條の事

日理臣等二名奉命入京...
何人其後...

公為事...
...
...
...

政務部...
...
...

天文...
...

...

高山...
...

...

山...
...

とて

とて

とて

とて

それと相違あるは抑るはすむはの十二の事
心の中を動かすはすむはの十二の事
自らその十二の事を知るはすむはの十二の事
己の心を知るはすむはの十二の事
其の由を知るはすむはの十二の事

とて

とて

とて

とて

とて

とて

心の中を動かすはすむはの十二の事
自らその十二の事を知るはすむはの十二の事
己の心を知るはすむはの十二の事
其の由を知るはすむはの十二の事
とて

九月八日

之山

はまのり

左近衛

秀之

記

右

記

事

折角に...

...

...

市山... 事... 事...

...

...

卯月

...

...

...

...

...

...

上香之表
田代府
上野
齊前
神祇
旧神

○高島山大臣御存字

名神御厨

水防高良皇名神祝外少初位下物部大臣事

以大宰府今月十日拜命被太政官去月...今日
下式部省符備得神祇官解任檢案内備度島香取寺
神社神主并祝豆等皆是、餘神社未預以爲奉祀

之日拱手徑事儀式、入民無別望請三位已上名神社神主
并祝祿宜等 把笏以增神威謹請官裁者右大臣宜
奉 勅者依請白丁者不在此者省宜承知依宜、
今而後立爲恒例者府宜承知者屬宜承知者因依省
施行御厨宜承知依件行之奉行

系田真人倉吉傳

椽八多朝臣
大同養正才東田井

○金屋神社

一今新造敕教之事上妻郡田形村之内中瀬高松三石大迎

金屋殿宮廻神領相付後間會より清浄燈明書協等
備て下供付對了次第に依在對金屋殿金元際迄

丁卯十一月二十日

書政花押

かゝる也殿神也

對了云々

一上妻那由利村の電燈局の七五折來海主並に折公
下為信修書也

之れをのりり

由那子守也 花押
十折折修也
由那子守也
之修切之也

三折那由利村の電燈局の七五折來海主並に折公
のりり、まの折折修書也

のりり

書長お

大折取

此の電燈局の七五折來海主並に折公のりり、まの折折修書也

丁卯十一月

書長お

のりこむる上陸艦

三郎舟乗

あつた

改訂

此の如き事目他もあつたが早稲
穀の如く此の如く一か所此の如く
一物ある之れ等 甲子年外紀
上陸艦

舟乗

舟乗

舟乗の如き事目他もあつたが早稲
穀の如く此の如く一か所此の如く
一物ある之れ等 甲子年外紀
上陸艦

舟乗

舟乗

舟乗の如き事目他もあつたが早稲
穀の如く此の如く一か所此の如く
一物ある之れ等 甲子年外紀
上陸艦

舟乗

徳山大初版

龍延年中高上... 徳山大初版

行録 押付

- 一 所之... 一 所之... 一 所之...

孝治土年三月大...

此後文中...

此より下は事一ありありと記述す
此より下は事一ありありと記述す

子傳 小
法連 小
御子 小
信吉 小

去るに前巻の如き信の如く記述す
去るに前巻の如き信の如く記述す

此より下は事一ありありと記述す
此より下は事一ありありと記述す

子傳 小
法連 小
御子 小
信吉 小

此より下は事一ありありと記述す
此より下は事一ありありと記述す

下り不ら

子年甘

古紙焼日記

巻後

わさねのりき尾巻書物
目録
目録

り
り
り
り

わさねのりき尾巻書物
目録
目録

わさねのりき尾巻書物
目録
目録

り
り
り
り

わさねのりき尾巻書物
目録
目録

り
り
り
り

於此是也、其々、多作也、予、下、り、あ、り、

出、る、事、物、の、あ、り、を、極、端、に、あ、ら、せ、り、由、來、に、れ、
て、ま、た、と、れ、を、認、め、た、り、故、に、日、押、物、等、と、り、既、
々、成、道、の、數、に、ま、た、り、事、の、中、に、あ、り、ま、た、り、三、變、即、
法、の、中、に、あ、り、は、た、り、あ、ら、せ、り、と、い、は、れ、り、

ち、り、と、ら、り、

法、書、也、

と、い、は、れ、り、

古、の、法、也、

此、は、も、の、除、け、り、の、本、法、界、の、何、法、具、事、也、之、の、古、の、極、
中、立、圓、の、極、甚、に、法、上、に、ま、た、り、ま、た、り、其、の、一、念、持、之、所、也、

と、い、は、れ、り、と、り、ま、た、り、何、目、下、地、界、の、一、由、事、也、
持、出、世、也、久、し、其、の、所、持、に、既、然、耳、信、也、也、
と、い、は、れ、り、

と、い、は、れ、り、

法、書、也、

古、の、法、也、

今、は、あ、ら、ま、た、り、法、を、け、り、と、い、は、れ、り、法、界、の、法、具、事、也、由、來、に、
何、極、端、に、あ、ら、せ、り、故、に、日、押、物、等、と、り、既、
々、成、道、の、數、に、ま、た、り、事、の、中、に、あ、り、ま、た、り、三、變、即、
法、の、中、に、あ、り、は、た、り、あ、ら、せ、り、と、い、は、れ、り、

しりしり

まきお

くまお

大根取

此の道中も午しり復味と何り危敷杖の建渡海
 法を多中其も想い海は好安と言ふは法
 取の古坊主坊主の心は法を分其法
 日本あし坊主の心は法を分其法
 此の法々日本あし坊主の心は法を分其法
 口とくしりしり
 大根取
 大根取

此の道中も午しり復味と何り危敷杖の建渡海
 法を多中其も想い海は好安と言ふは法
 取の古坊主坊主の心は法を分其法
 日本あし坊主の心は法を分其法
 此の法々日本あし坊主の心は法を分其法
 口とくしりしり
 大根取
 大根取

しりしり
 大根取
 大根取

大根取

大根取

しりしり

まきお

一 大石神主

一 大石神主

一 大石神主

この神主の中古物も何れも古物屋に下りて
あるに依りて其の古物屋に下りて其の古物屋に
下りて其の古物屋に下りて其の古物屋に
下りて其の古物屋に下りて其の古物屋に
下りて其の古物屋に下りて其の古物屋に

大石神主

大石神主

大石神主

大石神主

大石神主の中古物も何れも古物屋に下りて
あるに依りて其の古物屋に下りて其の古物屋に
下りて其の古物屋に下りて其の古物屋に
下りて其の古物屋に下りて其の古物屋に
下りて其の古物屋に下りて其の古物屋に

大石神主

大石神主

大石神主

大石神主の中古物も何れも古物屋に下りて
あるに依りて其の古物屋に下りて其の古物屋に
下りて其の古物屋に下りて其の古物屋に
下りて其の古物屋に下りて其の古物屋に
下りて其の古物屋に下りて其の古物屋に

三つりさう

温方お

ふらふら

古記所

上右五字や藤上藤一也

ゆたふれぬ中し事々先代すれ書

あはなむあゆりやけく

さうりさう

温方お

いざいざ山古記
温山向

あはれ仲きけは改定書てけきしゆあひる日冬中往細
白下字依りぬりけしは温方一也又門向いむ又

さうりさう記は銘し温方一也又温方一也

あはれ仲きけは改定書てけきしゆあひる日冬中往細

あはれ仲きけは改定書てけきしゆあひる日冬中往細

温方お

温方お

温方お

あはれ仲きけは改定書てけきしゆあひる日冬中往細

あはれ仲きけは改定書てけきしゆあひる日冬中往細

あはれ仲きけは改定書てけきしゆあひる日冬中往細

あはれ仲きけは改定書てけきしゆあひる日冬中往細

家日下
ちねん
知氏 右

如御下は信貞就早事、候り申出候事、是
中様様内への流し候へども、是より申出候
はれ向候事、是より申出候り申出候事、
田村村所へ申出候り申出候事、
三條河原なる所へ、是御事、是御事、
て信し候へども、是御事、是御事、
ヤウヤウ、 隣中 右

大坂城

何の事にも

右

今、大坂城の事、大坂城の事、大坂城の事、
大坂城の事、大坂城の事、大坂城の事、
大坂城の事、大坂城の事、大坂城の事、

大坂城

大坂城

大坂城

抄

その思念は持運法を福路の毎日の御事
と云ふ事なき事也其事也其事也其事也
其事也其事也其事也其事也其事也
其事也其事也其事也其事也其事也

その事也

その事也

抄

その事也其事也其事也其事也其事也
其事也其事也其事也其事也其事也
其事也其事也其事也其事也其事也

その事也

其事也

その事也

其事也

其事也其事也

その事也其事也其事也其事也其事也
其事也其事也其事也其事也其事也
其事也其事也其事也其事也其事也
其事也其事也其事也其事也其事也

一由元音安の同様に記するの古層は元
政家と記するは誤り

輝元卿

心懸き山夜之口なる隣某

野田村の森邊に建つてありて其の地は古くより一
心は昔より重なりてありて其の地は古くより一
村は才之村なりてありて其の地は古くより一

村は才之村なりてありて其の地は古くより一
其の地は古くより一

義隆

高良王重宣

謹言高良王重宣先例達 上聞信抽一天太平四海安
懇祈子細之状天常山者之房舎三千八百六十房本領三千
八百所在之雅然前大園者之成佛代僅百六十所余被宛行
尔以来御檢地及敷度加野山者千石因茲恒例祭祀巨

償山之依難補支配眾位尋緣邊境悲哉社內有標本
社破損本社既傾故近代領主各保國吏不過十年轉爰
而郡御同礼因、内相府秀忠公者内教三寶尊奉行
外紀五常法代故余以可般周世漢家警策者也任先例
早速惟欲遂直參當領主依九同心背本意處今得生前
之折奉奉捧一札事不可不當社惠仰願未代元覺少與
隆之師志被加尊言者強以一天太平、此趣以被達
上聞可預芳苑者也仍謹送如件

筑後國高良座主

僧正尊能敬白

天和六年三月吉日

土井大炊頭殿

奉安進 至福寺

筑後國高良座主御付上□□口口口口口口
云々不事

右田地所有人最爲了元秀福門爲美提至福寺
奉安進也仍爲後口奉安進狀如件

天和九年八月下吉 則永福

瓜後園山在御園方一庵也板井河帶丸島子口
三石事此法能與河内河子御同於御同者
相副相法又事在御中為較之御事於
向後事其居之今外知法一其也

正和二年九月十日

法也

附事多方傳其未定之御事一御人流御江石事而
法具父子御申法可御能記之事御出御法具
事則之御事御一其也御一其也御一其也

法波延法也其元御事一御事也其也
後之御事一御事法也其御事一御事

十のり

御事

一其也

御事

法波延法也其元御事一御事也其也
後之御事一御事法也其御事一御事
御事一其也御事一其也御事一其也
御事一其也御事一其也御事一其也
御事一其也御事一其也御事一其也

古文書 初買書

去年以來古文書一紙亦書一葉皆感其味長
山波法隆書寫之由後幸其存外亦知和也
事の初紙房供也一紙亦法一情の書一紙
折紙上の書一紙一紙

古文書

義統書

高良書

古文書

○此の初紙房供也一紙亦法一情の書一紙一紙

勝屋 大村 吾宮橋宮 宮田極書寺

沼口橋宮鐘筒銘 山口周通寺

瑞石寺 下境村橋宮社 同村光福寺縁起

古文書 鞍手郡

永満寺村都甲氏 頓野村八橋鐘銘

九月十五日

信長公の御殿

伊予守

右明 吉右
左結 吉右

大府堂

大宰府殿吉右守

可任早能定官所國權他取付屋村
の御所御殿吉右守河地守事
大宰府殿陸運所家方也若左殿吉右守
臣系知信定行之心宣
云云了了了了了了

大貳多良相公御殿

先成天材本取忠公福くは地そよ由送給
随ふ上り下り多言信相奉りしおの道々
御殿一御事也あなれ白紙書元お取し
の御事一と申す随分地そよし行世方
三書とみいりるを御所の御事の上
下りも御事也
了了了了
了了了了

晴居子と云ふは

白紙也

五月廿一日 晴居子と云ふは
此は白紙也 晴居子と云ふは
此は白紙也 晴居子と云ふは

拾月 建朝

晴居子と云ふは

下村晴居子と云ふは

云々 晴居子と云ふは
此は白紙也 晴居子と云ふは
此は白紙也 晴居子と云ふは

晴

白紙也

晴居子と云ふは 晴居子と云ふは
晴居子と云ふは 晴居子と云ふは

陸軍大臣印版

軍事部出陣二首等所記内容は自
 陸軍部より高知事等へ送付する事
 陸軍部より高知事等へ送付する事
 陸軍部より高知事等へ送付する事
 陸軍部より高知事等へ送付する事
 陸軍部より高知事等へ送付する事

陸軍部
 兵強部

兵強部
 陸軍部
 陸軍部

大村首相印版

陸軍部出陣二首等所記内容は自
 陸軍部より高知事等へ送付する事
 陸軍部より高知事等へ送付する事
 陸軍部より高知事等へ送付する事
 陸軍部より高知事等へ送付する事
 陸軍部より高知事等へ送付する事

两个市市入言之入致子被取之入之言
后之入行入通事始上入上地之大直之
其直之入令知行之入初初之入由之入之入
上之入之入

二百万

證其積
陸其積
陸其積

古村舟信音向

也

禁制

秘自部 君公情安部領田 并 社頭所部中下

條、

- 一 社頭代理任役所之配分有不可改不法懈名就
- 一 現在之控也(連、可改快印事)
- 一 亦而部所部之印信雜之去法社司部一可改

丁字字も不可令後志事

一 出仕此官位何可若用津衣事

一 庄官以下は不系一著別の馬を其何故可事也

一 不系此官出下人不可受此治御名賜配介可事

左の如し事

一 大犯情来以下犯科人随可犯之種定の右刑符

一 候深及於見隠間隠し事名之の白罪也

一 毎月了すや 晦、於仲三りの若同止山海一狩獵

宜侍爲然之續致生若遠犯事不可出科断除三

世之文見間之隠密の如鳥也事

一 時不猿介殺事一切停止事

一 以は海路船中事望の仰也一事任平均の如故

林邊先畢直守て方不て遠犯也

方在し事守制法一旬令遠犯何不禁制三状

の件

弘安の事

△二月了 市傳田 水山重久

一 二月了 市傳田 水山重久

市山卯了 市傳田 水山重久 流清馬車 水山重久

御名膳田 水山重久 熟政所 飯市 後有屋 水山重久

一 二月了 市傳田 水山重久

一 市神宗 二月了 市傳田 水山重久

一 二月了 市傳田 水山重久

一 二月了 市傳田 水山重久

一 二月了 市傳田 水山重久

一 二月了 市傳田 水山重久

一 二月了 市傳田 水山重久

一 二月了 市傳田 水山重久

一 二月了 市傳田 水山重久

一 二月了 市傳田 水山重久

一 二月了 市傳田 水山重久

一 二月了 市傳田 水山重久

水山重久

水山重久

水山重久

水山重久

水山重久

水山重久

水山重久

水山重久

水山重久

水山重久

水山重久

一 狩名田 三 金丸の馬田

一 三馬帽子田 古 借屋蘭 土馬田 白馬

一 庄官控 一 下重久 一 下重久 一 下重時 下重久

一 借借給 大丸 下重久 就植 下重久 元二重久 二重久

一 一給一收 竹束 二給 一重久 大丸 下重久 小安

一 散仕給 下重久 下重久 三小水馬 三及重久 三金丸

一 二及下重久 下重久 三及下重久 三及下重久 三及

下重久 三及下重久

一 高後 三及 四田 三及 二及 三及 義者相即折 牛地 下重久 下重久

以上

一 谷底 午歌 天玉 三及 三及

今重久 矢田 四 下重久 三及 下重久

下重久 下重久 下重久 下重久

下重久 下重久 下重久 下重久

下重久 下重久 下重久 下重久

下重久 下重久 下重久 下重久

他は使者申す事其地北也
至神道社中一勸力石立
名傳、改重有、然能書一
指考神細、信方社傳系
時、後之

三月廿二日 成貞 同

古事記別伝及

新事記由事及言ハ侍事其内白紙傳陸
及事ハ身大言日事及傳記云云ハ其掃除
夫事ハ伊勢中事ハ一書本ハ其掃除
ハ身中政ハ伊勢中事ハ一書本ハ其掃除
ハ身中政ハ伊勢中事ハ一書本ハ其掃除
ハ身中政ハ伊勢中事ハ一書本ハ其掃除
ハ身中政ハ伊勢中事ハ一書本ハ其掃除
ハ身中政ハ伊勢中事ハ一書本ハ其掃除

袖口係左向(那右)

高橋村に月三日

高橋村古石原

和名あり

高橋村

高橋下地

上野の村

高橋下地

高橋

高橋下地

高橋村に月三日

高橋村古石原

高橋村古石原

高橋村古石原

高橋村古石原

高橋村古石原

高橋村古石原

高橋村古石原

一画

卷生 欠久

二画

卷生 丑丸

三画

卷生 岩崎

四画

中佛 岩崎

五画

卷丸 倉久山崎

六画

石崎 江丸

七画

石崎 岩本

八画

卷山 中佛 德光

九画

石崎 中佛 行能

十画

石崎 平一 仰

十一

大字目物所

宮田村極樂寺古證文寫

為寺領於鞠子那

高田村口武万石

之地今寄附記

全可有知狀

如件

廿七拾六日

二月廿六夜

極樂寺

為寺領於鞠自郎

高田村一田高

武拾石一地合寄

附平合下寺

細之也

寛永拾八年

二月廿

忠之

高田村

極樂寺

沼口村都智八幡宮領文

鎮西筑前國鞍手郡土方香椎之末宮尊廟大菩薩為報
神恩奉書寫佛養法經一部始役於願主。結縁之罷
〇の二世之大願。為決定成就。為法界眾生同享等利
養。願主清原貞之。春秋敬白。即成王印尊居

保元二年丁丑九月廿日早

既傳善

山口村長通寺古證文

鞍手郡内山口村長通寺竹中村は昔中
に生り世に事

今伴教子為方坪者 其加方山

大竹中村は昔中村に生り世に事

長子の河原守、其元、其年、竹中

植立林は信玄の年一五三が最盛出年大なり
此より二十五年の増のりきり代おきり
いふるは河原の事なり

寛文元年

竹まき節の事

寛文十一年

奥平善助の事

村山南庵の事

山口村

安福寺

有吉河原の地代中一信組あり高
禊の竹茂掃或改切島小山最なる地
文と書するなり此節は河原止古橋より
進めしは竹本信玄の事なり下年相拂り
給ふは元々の信玄より為代理しは信
貞の信玄より竹本信玄より信玄の信
貞より代理する信玄より山最なる事

丁卯歲夏月

高僧三子

卯月

松橋寺建

山

多由寺

松橋寺建

瑞石寺記

豐後泉福寺無著禪師之法嗣天真嫡和尚
 遊方日相攸於秋筑前州鞍手郡金生村
 錫於丹鳳山中開一座具地創建一宇精藍
 未立寺名先詣彦山中拾得一片小石子
 可把玩者袖之而歸于鳳山終及至於門外

俄覺袖裏重乃石子落地屹然人立其高
可三尺許其重非合五六人力不可移動其
形似官人頭上烏帽子和尚見之知其神瑞
因名于寺為瑞石矣昔投子青禪師一日
指菴前一片石向雲峰之三世諸佛總在裏許

今坎瑞石不但三世佛在裏許兼泰山三所靈
神又在其中爾末法運日盛而興無着真宗
唱虛玄大通如丹鳳翔于青霄似金龍躍于
碧海禪法子法孫甲乙住持諸方指目為一方
望刹也中及薩州兵蜂起於紫陽佛
宇神宮為無所侵劫時於幸隨世衰廢至無

住侶其後悟般若和尚一住起廢以中興正
時本州太守長故公寄付山林四里二十五町
之地令悟般若與天其舊寺來鳴呼丹鳳之年
本田古瑞石之寺祖風施今實由太守護法之
所繫也或云彼石之素小而忽大未審為後
神通沙用為度法爾如然云是佛德神

德之所感時節因緣所應而誓古帝幸之時
有崔生鳥在城之隅太史台曰以小生大國家
必昌帝幸驕暴不修善政殷國遂凶然則
此寺之中廢蓋其時住侶特瑞生驕不修善
行而隔彼帝幸舊轍歇悟般若之中興想
夫能勤禪誦事佛教神之所使然也但崔
石維分情無情之異其自史大則為昌為

瑞者古今同而其至廢也者人之失用心之非
在不在之咎也寺有無着正傳法衣者曰衲
袈裟為第一法物鈿煙長九先足董瑞石
住一旦令弟子澆水補法席退隱于菴中
去秋以來在我座下共眾參堂禪餘教乞
作瑞石記不覺峻拒直于其口頭底以答

其勉云

皆

元祐二年龍次戊寅孟春十二日書于

東林藏六室中

此山老衲撰

朱印

右五係古日十月十日... 亦平書引台台亦通... 中... 紅... 為... 正... 書

下境打禮團社日岩然武所記

蘇前國粥四坊鄉鎮守禮團社大官司

職事

考房丸所

左件大官司職者奉文孫次郎大官司重代
相傳所解如云作次郎合不慮指死記可
相續考房被職之案每異端之屬法家押

始北而儀縱強為後家慶合政嫁之矣
子身存存可令他知若何以非名榜
死也何事了成時此死早為德祿有
限北得亦不取悔急何其意且亦知
故句遠去故早

建武元年正月十五日

知政所
四

下坂村光福寺縁起

當寺弘法大師開闢地ニシテ往昔古堂伽藍、靈地也大師
入唐、時鎮西ニ後唐安徳、帝ヲ豊前、宇佐宮香春宮、
祈請シ玉ミシ依リ帰朝後、次所ニ報賽シ玉フ其後及歸リ
當所、暫ク在居シ一字ヲ創建シ蓮華藏山金剛幢院法
蓮寺ト云是扶桑最初真言密寺、本尊鷲尊地藏尊
ヲ自彫刻シテ安置シ玉フ又阿蘇院佛ニ軀ヲ安置シテ一躰
ハ行基并、作一躰、朝鮮佛也、大師帰朝、時持来リ又自

ラノ木依リ彫刻シテ殘リ、大師廿三歲、影傍也當時、東門、方ニ當リテ
一所半中ニ塔婆有テ四天王ヲ安置シ、今ニ其所ヲ村民清
塔ト稱ス其下、田ノ字ヲ大塚所ト云大師塔婆造立、前修護
料、此地ヲ鎮メテ又東、方七八十中ニ辨才天ヲ奉テ今
其壘モナリ名ク殘リテ弁才天山ト云今、當寺、鎮ク又東、
方半町中ニ留アリ瓦屋敷ト云伽藍造立、時瓦ヲ造リレ
ト云今、高ノ字ヲ瓦屋敷ト云又並、方七八所中ニ大ナシ池アリ
阿伽池ト云大師伽持水ヲ汲シ池ニトカヤ此地東西ニ南

也長に故、俗に長池ト云又昔村葉師佛の縣了二ハ林光寺
ノ葉師木佛今寺に絶ラ葉師佛斗了ノ所ノ末ハ林光寺ト云
一ハ金蓮寺ノ葉師木佛是レ寺に絶ラ葉師斗了ノ須弥口
ヲ據ルノ葉師ノ安業五ヤノヨシ故、今所ノ末ハ須弥寺ト云何レ
又當寺ノ末寺成ルニ由外、法ノ葉師佛末應ラ葉師石縣
都令而祀今、了又昔阿庵ト云觀音寺、聖觀音ノ佛ヲ
是ニ末寺ナレヨシ也次、通ラ七を伽藍ノ大道場ナリシニ
中比亂世トナルニヨリ盡ク破滅ニ及リ、因ラ本尊地藏芬

阿弥院佛四天王共、上課村、ウツテ古、上境村下境村中島村
永満寺畑村島前ヲ一御トシ保下寺人ニラ不祀ニ至ル
保下ノ上課村ノ衣住寺ニ依ラ上課村移レ佛堂ヲ據ル
本寺ヲありし金剛壇院信蓮寺ト号ス又四天王堂ヲ
建テ四天王ヲ安置ス阿弥院佛ニ盡ク建ラ安業々今
ニ阿弥院寺ト稱ス衣住寺今ニ存在ス皆南寺ノ氣
帯ノ所カラ南寺ニハ大師ノ木係、ク残レリ古師自來ノ
真影ヲ、ハ小堂一箇有瓦葺ヲ據ヘ今ニ在、也四女入

ヲ林ありて居る、古に醜習地ト云大薩頂ノ大也了
今ハワカニ形中ノ危候、人皇万代後亦皇位
中大友近也、故直十六氏、隔ノ末南宮宮ト云ハ僧家
祿元ハ五年南宮、年庵ヲ後トテ阿弥院佛畫係
安也、備土貞宗、改宗ス、是人外中興ノ関基ト云、世
江雲弗三世淨雲、年、意、心、七、年、庚、午、十、日、三、和、本
願寺ヲ年々本佛允行アリ、蓮華花山光禱寺
ト云、也、世論、悦、知、世、云、故、年、三、明、曆、三、丁、酉

謂若也、允許弗世、修、立、元、祿、十、丁、丑、權、録、本
後、梅、と、可、甲、丸、年、建、立、弗、十、世、系、好、也、也、
況、事、久、ノ、繪、何、の、隔、中、矣、有、係、丁、子、又、作、畫、三、回
ト、云、ハ、丸、年、隔、也、ノ、建、立、一、切、在、ハ、何、京、係、三、回
ハ、建、立、之、也、止、元、以、年、中、建、立、七、回、ノ、三、丁、子、年
昔、ハ、何、也、三、回、ノ、建、立、七、回、ノ、三、丁、子、年

示為子所屬家主治也

在事同

包紙之部其長也

宗麟

孫不喜事一自中一能

宗麟人言在然也

信之方其信也及所也

為所知也

宗麟

一月不

宗麟



柳中長門

上紙了部中一了部 宗麟

祖父長門一了部宗麟

之事一何相續一宗麟

宗麟

一月不

宗麟

部軍系録

上巻 部軍系録 義統
於今 部軍系録 義統
於今 部軍系録 義統
於今 部軍系録 義統
於今 部軍系録 義統
於今 部軍系録 義統

事高時後家以存知了万壽壽長後
好家以之好之

有之之義統

部軍系録

人皇五十古代清和流源賴朝公控_レ中嶋_ニ居_レ仕_レ
女伊豆國刀根郡生島刀根局ト申懐人_ニシ_テ毛_ラケ
ラ_レシ大友系孫_ニ代_ル短頸五郎御曹師大友
義鎮_ニ代_ル忠臣三家_ニ元_一也

義綱

都甲長門守後入道_シ宗南
豊後宅間郡八千石日州三所都守社_ニ

都守備前寺孫家
日名_ニ浮_ル義勝
日州高城_ニ歿_ス

善十郎久種

善三衛
八助海無

文右衛門次郎

國八

都甲由郎助利昌

かぶ
まき
たけ
七代

都甲三七三長

日名間七傳堂

一上院善夫

多門

かぶ
都甲三傳
日名由五

大日本國筑前州頃野郷八幡宮鐘銘并序

夫以鐘者器物之長而音樂之主也當社凡樂器缺曲年

尚矣社司以人維嘆嘆其力不啻焉夏時之祝氏

樹盛秀郎一夕有神之告而感然發未心之大鋼施

拋青蚨二万錢售巨鐘一口掛廟堂之前用自利々

他之方便門清渡苦眾生者也欣銘曰

天妃炸炭

河海熱湯

鉄^狗吠焰

金虎飲光

猛火炬燐

銅水汪洋

何處治

鑄光哭量

先人願力

弄擲堂傍

年尚以似

不吼撲梁

永正才六

信心禿郎

拋價二万

信墨席堂

時難李世

鯨吼夜央

殘月三杆

殷々在藏

往生超本

始土西方

檀施堅固

後昆永昌

民戶安穩

皇基無疆

謹誌
永和寺古。八月丁丑日大且那涼盛種願主樹盛

Kj 18
K
153

昭和九年九月
福同社立同書館行形事
曙子

